

## 公告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 55 号）第 6 条第 6 項（農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律（平成 5 年法律第 70 号）附則第 2 条第 2 項）の規定により農業経営基盤強化促進基本構想を変更したので、同条第 7 項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成 16 年 12 月 28 日

京都市長 梶本頼兼

- 1 縦覧期間 平成 17 年 1 月 1 日から備え置くこととする。
- 2 縦覧場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局農林部農業計画課

(産業観光局農林部農業計画課)